

令和5年4月30日

柿餅区における大規模災害時の安否確認に関するルールについて

柿餅区防災部会長

1 安否確認の意義と事前対策の必要性

震災、水害など大きな災害に見舞われたときに、地域住民や関係者などの生存や現在の状況を確認することを意味します。

自力での移動が難しい一人暮らしの高齢者をはじめ、家族や隣人、友人、地域の構成員などの無事を確認し、安全な環境を確保することが大切です。

負傷している場合は救急車を呼ぶ必要があり、安否が確認できない場合は救出を急がなければならない可能性もあります。

このため安否確認は素早く行う必要があり、その方法として電話やメール、SNS、通信事業者が提供する災害用伝言ダイヤル等が用いられますが、個人間における安否確認であればこれらの方法は有効であると言えますが、自治会のように大人数の安否確認を行う際は一人一人に連絡をするのは非効率なうえ災害時には電話が繋がらないこともあり安否情報の集約に膨大な時間と手間が必要になる可能性が高く事前に対策を講じる必要があります。

2 自治会が安否確認を行う重要性

大規模な震災や水災等による緊急事態やパンデミックなどの異常事態が起きたときは最も身近で接している近隣住民などの情報をもとに自治会が安否確認を行うことが重要です。

1955年1月に起きた阪神・淡路大震災では6,400人以上の死者、行方不明者が出ました。一方で倒壊した建物から救出された人の約8割は近隣の住民などによって救出されています。このことから近隣の人同士のつながりが自然災害時に重要であることがわかります。

災害から身を守るためには国や県、市町村による公助はもちろん大事ですが、自分の身を守る自助、近所の人と助け合う共助が大切です。

なかでも平時から地域で起こりそうな災害を把握し、防災や被害者の安否確認を地域の人と協力して行う仕組み作りは欠かせないものです。

自治会が地域の人々の協力を含め素早く正確な安否確認を行い、発災後の市や県が行う自治体活動に資する情報提供を行うことは重要な対策であると言えます。

3 自治会での安否確認の方法

非常時に備えて自治会で住民の安否確認をどのように行うかあらかじめ決めておく必要があります。

柿餅区防災部会では設立時から住民の安否確認の重要性を強く認識しその方法について検討を行った結果「旗の掲出」による安否確認を行うことといたしました。

この度、柿餅区会入会世帯に「青」「赤」の2色で1セットの旗をお配りし、大規模な地震や水害発生時に下記要領に基づき各家庭の安否状況をお知らせいただくことといたしました。

(1) 安否確認旗掲出基準及び掲出方法

大規模地震、水害、大規模台風等の事前災害発生時には可能な限り早期に在宅者の状況を確認し、安否確認旗を掲出してください。

掲出基準・方法及び注意点は以下のとおりです。

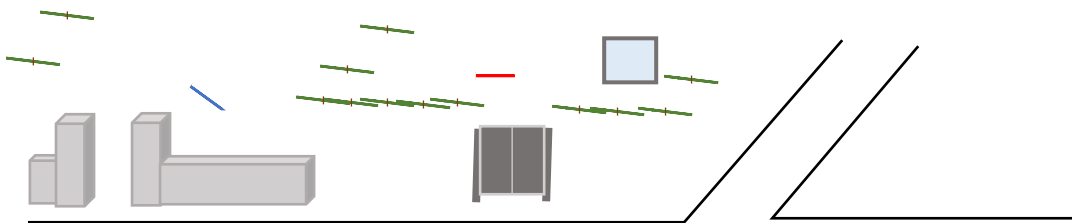
安否確認旗掲出基準

安 否 状 況	掲 出 旗
居住者にケガ等はなく、無事である場合	青色
居住者にケガ人等があり 何らかの助けを要する場合	赤色

なお、災害規模によって旗の掲出に迷った場合は積極的に掲出を行ってください。

【掲出方法】

各居宅の玄関先など表から確認しやすい場所に風等で飛ばされないよう掲出してください。



【注意点】

- ① 避難所へ避難する際は旗を掲出してから避難してください。
- ② 赤旗を掲出される場合に可能な限り隣近所の方に状況をお知らせください。

(2) 安否確認者及び報告要領

ア 安否確認責任者

安否確認責任者は各班長をもって当て、班員からの情報及び自らの確認情報を取りまとめ、防災部会長に報告する。

イ 安否確認副責任者

安否確認副責任者は各班の副班長をもって当て、安否確認責任者（班長）を補佐して班内の安否確認を行う。また、安否確認責任者に事故ある場合に責任者の任を代行する。

ウ 班員

各班に居住する世帯は積極的に自宅周辺の安否状況に関する情報収集に務め、安否確認責任者（班長）に報告を行う。

(3) 赤旗掲出及び不掲出宅に対する対応要領

ア 赤旗掲出確認時

安否確認者が赤旗掲出世帯を確認した場合は掲出宅を訪問し負傷者の有無をはじめ必要とする支援内容について聴取し安否確認責任者に報告を行う。

この際直ちに負傷者を医療機関等へ搬送が必要な場合は直接救急車の要請を行う。

イ 不掲出宅

旗の掲出が確認できない家を確認した場合は同宅を訪問し家人の在宅状況を確認する。

(ア) あきらかな留守宅

訪問に応答がなく周囲の状況等（例・・駐車場に車両がない、雨戸が閉まっている、室内から物音がしない等）からあきらかに留守である認められる場合はその旨を安否確認責任者に報告する。

(イ) 家屋倒壊等が確認される場合

余震等によりさらなる倒壊の危険性があることから不用意に居宅内へ入ることなく周囲から大きな声で呼びかけを行い反応をうかがう。

(4) 報告要領

ア 柿餅区防災部会長

防災部会長（区長）は柿餅公民館内に柿餅区災害対策拠点を設置し区会内各班の安否情報の集約を行い、大網白里市災害対策本部等へ報告する。

イ 安否確認責任者等は各班内の安否状況のとりまとめ後速やかに、柿餅公民館に設置される柿餅区災害対策拠点到赴き防災部会長（区長）に報告する。